

虐待防止のための指針

合資会社ハートフルライフ

代 表 大 塚 隆 一



放課後等デイサービス事業所 ハートピアラ ハートピアラ下溝
生活介護事業所 アッサンブラージュ妻田 アッサンブラージュ厚木西
共同生活援助事業所 グラシア下溝 グラシア愛川
居 宅 介 護 事 業 所 ハ ー ト ピ ア ラ

1. 当法人の各事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当法人の各事業所は、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利の擁護に資する義務がある。そこで、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

【虐待の定義】

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または、利用者にわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他、利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用すること。または、利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 虐待防止委員会の組織に関する事項

- (1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置する
- (2) この「虐待防止委員会」には、「身体拘束適正化委員会」としての機能も兼ね、一体的に開催する。
- (3) 本委員会の構成員、役割分担については、次の通りとする。

委員長 兼 ハートピアラ(放デイ) 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	大塚 匠
副委員長 兼 ハートピアラ下溝 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	池田 和久
委員 兼 アッサンブラージュ妻田 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	野田 光子
委員 兼 アッサンブラージュ厚木西 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	阿部 真砂代
委員 兼 グラシア下溝 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	中村 基文
委員 兼 グラシア愛川 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	建部 侯季
委員 兼 ハートピアラ(居宅) 虐待防止・身体拘束適正化推進責任者	田中 珠美

- (4) 定例委員会は、1年に1回開催する。
- (5) 定例委員会の議題は、委員長が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
 - ① 提供するサービスの点検及び虐待に繋がりがかねない不適切な支援の改善によるサービスの質を高めるための取り組みに関すること
 - ② 職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、障害に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
 - ③ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (6) 虐待事案が発生した際には、速やかに臨時委員会を開催し、発生原因や結果等を検証し、当該事例の適切な解決策や再発防止策について協議する。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、利用者の人権を尊重した質の高いサービス提供の推進について啓発することを目的とした研修を行う。

- (1) 全職員に対する年1回の研修の実施
- (2) 新任者に対する採用時研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

※研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、5年間保存する。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに委員会の委員長および委員（各サービス虐待防止担当者）へ報告を行う。
- (2) 委員長は、速やかに事実確認を行い、市町村に通報する。
- (3) 事件性の高い案件の場合は、警察に通報する。
- (4) 委員長は、臨時委員会を緊急開催し、発生原因や結果等を検証し、当該事例の解決策や再発防止策を検討する。
- (5) 委員全員が協力して、当該事例の適切な解決にあたる。
- (6) 従業者への当該事例および分析結果の周知徹底を図る。
- (7) 後の委員会において、再発防止策を講じた後の効果についての検証を行う。

6. 利用者や保護者・代理人等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者や保護者・代理人等は、いつでも本指針を閲覧することができる。当法人のホームページに掲載するとともに、各事業所で提示できるようにしておく。

7. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

各事業所での職員研修の他、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

8. 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年1月1日より改訂施行する。